

令和7年度 清須市利用者負担額(保育料)基準額表

階 層 区 分		月額保育料（単位：円）	
定 義		3 号（3 歳児未満）	
		標準時間	短時間
第 1 階層	生活保護世帯	0	
第 2 階層	市民税非課税世帯	0	
第 3 階層	市民税所得割課税額	48,600 円未満	8,000
第 4 階層		97,000 円未満	22,000
第 5 階層		169,000 円未満	32,000
第 6 階層		301,000 円未満	47,000
第 7 階層		397,000 円未満	52,000
第 8 階層		397,000 円以上	55,000

◎令和元年 10 月から、教育・保育給付2号認定(3歳児クラス～5歳児クラス)の方は保育料が無償となりました。ただし、給食費等は実費負担となります。

【備考】

- この保育料は、保育園、認定こども園（保育園部分）、小規模保育施設等に通う利用者が対象となります。
- 私的契約児については、世帯の市民税所得課税額に関わらず、次に掲げる保育料となります（市立保育園）。
3 歳児…25,200 円 4 歳児及び 5 歳児…18,400 円
- 延長保育を利用したお子さんについては、上記金額以外に延長保育利用料が必要です。
- お子さんの年齢が年度途中で 3 歳に達して 2 号認定に切り替わった場合でも、その年度中は 3 号認定の保育料となります。

【第 2 子軽減について】

- 3～4 階層のうち市民税所得割額 57,700 円未満の世帯**については、きょうだい（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者）がいる場合、2 人目のお子さんの保育料は無料となります。
- 4 階層のうち市民税所得割課税額 57,700 円以上 97,000 円未満の世帯**については 0 歳から小学校就学前までの間に保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、または児童発達支援、医療型児童発達支援、小規模保育事業、家庭的保育事業等を利用しているきょうだいがいる場合、2 人目のお子さんの保育料は無料となります。
- 5～8 階層の世帯**で、0 歳から小学校就学前までの間に保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、または児童発達支援、医療型児童発達支援、小規模保育事業、家庭的保育事業等を利用しているきょうだいがいる場合、2 人目のお子さんの保育料は 1/2 になります。

【第 3 子軽減について】

- 同一世帯（生計同一世帯含む）にお子さん（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者）が 3 人以上（3 歳未満児を 1 人以上含む場合に限る）いる場合には、当該児童のうち、その出生のもっとも早い順から順に数えて 3 人目以降のお子さんの保育料は無料となります

【ひとり親世帯等について】

- ひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯の保育料は次の表のとおりとなります。
次の表に該当する世帯において、きょうだい（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者）がいる場合、2 人目以降のお子さんの保育料は無料となります。次の表に該当しない世帯の保育料については、上記基準額表のとおりで、2 人目以降のお子さんの保育料の軽減については⑥～⑧のとおりです。

階 層 区 分		月額保育料（単位：円）	
定 義		3 号（3 歳児未満）	
		標準時間	短時間
第 3 階層	市民税所得割課税額 48,600 円未満	2,100	
第 4 階層	第 4 階層のうち 市民税所得割課税額 77,101 円未満	6,600	